



2026年5月15日

各 位

会 社 名 美 濃 窯 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 太 田 滋 俊
(コード番号:5356 東証スタンダード・名証メイン)
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 管 理 本 部 長
兼 総 務 人 事 部 長 長 谷 川 郁 夫
(TEL : 052-551-9221)

業績連動型株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年6月27日開催の第157回定時株主総会においてご承認いただき導入しております株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「現行BBT制度」といいます。）を、給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託（BBT-RS（=Board Benefit Trust-Restricted Stock）」（以下「本制度」といいます。）に改定すること（以下「本改定」といいます。）を決議し、本制度に関する議案を2026年6月29日開催の第164回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、当社は、本改定にあわせて、従業員を対象としたインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」についても、給付する株式に退職までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託（J-ESOP-RS）」へ改定すること及び対象従業員の範囲を拡大することを決議いたしました。J-ESOP-RSの詳細につきましては、本日付「株式給付信託（J-ESOP）の一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本改定の背景及び目的

当社は、2019年6月27日開催の第157回定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）及び執行役員、並びに当社の子会社の取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員（以下、当社の取締役及び執行役員並びに当社の子会社の取締役及び執行役員をあわせて「取締役等」といいます。）を対象とした現行BBT制度の導入についてご承認いただきました。その後、2021年6月29日開催の第159回定時株主総会及び2023年6月29日開催の第161回定時株主総会において本制度の報酬枠の再設定についてご承認いただき、今日に至っております。（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）

今般、当社取締役会は、現行BBT制度導入当初の目的である取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の

増大に貢献する意識を高めることに加え、取締役等が議決権の行使や配当の権利等の株主の皆様と同様の権利を有することで、より株主の皆様に近い目線での共有を目的として、本改定を行うことといたしました。

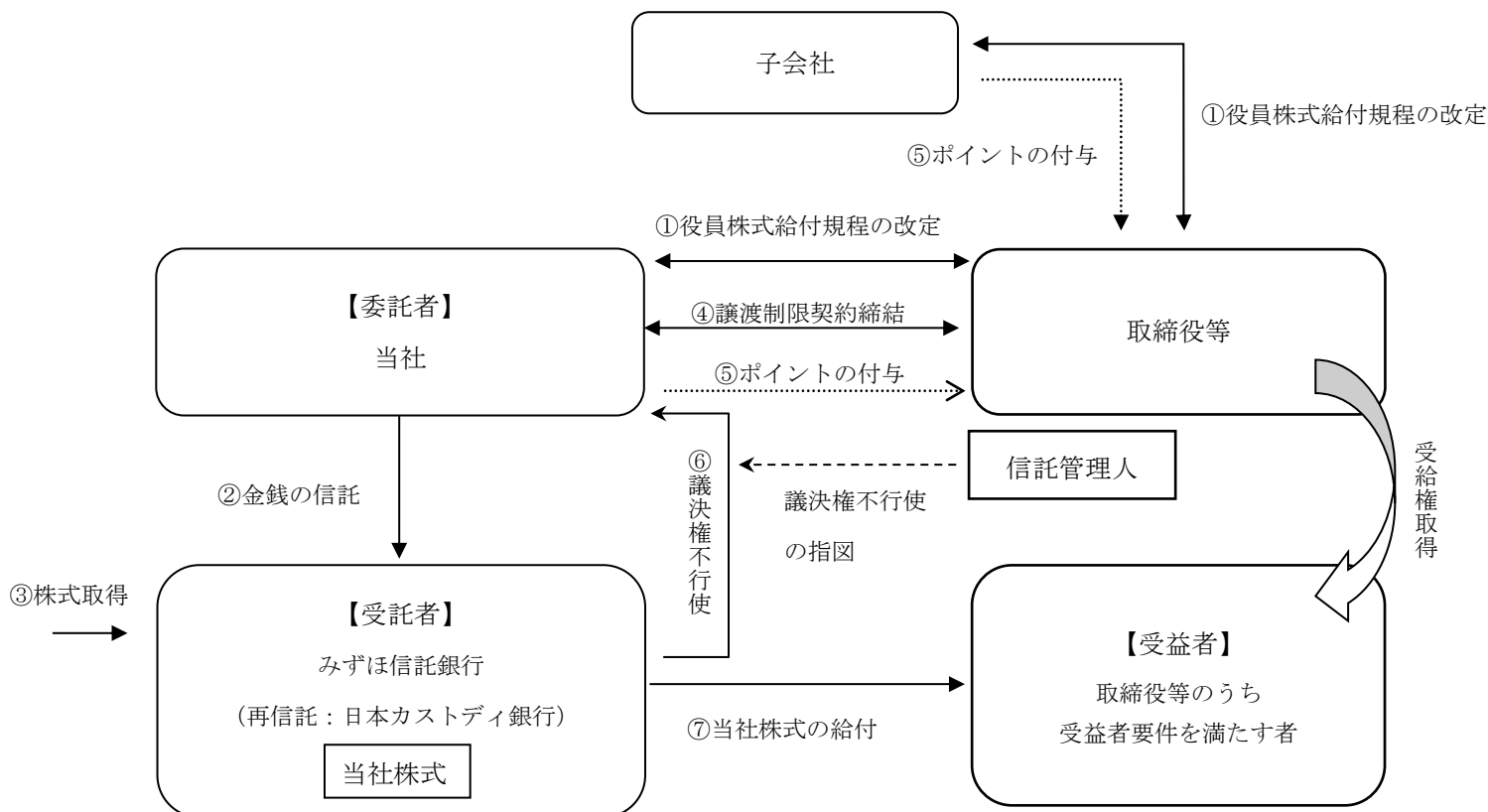
2. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、現行 BBT 制度に基づき設定されている信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社及び当社子会社が定める「役員株式給付規程」に従って、当社株式が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とします。取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記 3. のとおり、包括的譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、本制度への改定に伴い、本株主総会終結の時点で在任する取締役等に対して現行 BBT 制度において付与済みのポイントについては、本株主総会において本制度に関する議案をご承認いただくことを条件として、本制度におけるポイントに移行することとし、当該取締役等は、本株主総会終結後における所定の時期に、移行後のポイントに基づき、当社株式の給付を受けることとします。当該取締役等に給付される株式についても、上記包括的譲渡制限契約に基づき、譲渡等による処分が制限されることとなります。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を改定します。また、当社の子会社は当該子会社の株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、当該子会社の株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を改定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 取締役等は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社及び当社の子会社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、毎年一定の時期に取締役等のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

（２）本制度の対象者

当社の取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。）及び執行役員、並びに当社の子会社の取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員

（３）信託期間

2019年8月から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、「役員株式給付規程」の廃止等により終了します。）

（４）信託金額

当社は、現行BBT制度に基づき、株式給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定しております。当社は、原決議により承認を受けた範囲内で、信託期間開始時（2019年8月）に、2020年3月末日で終了した事業年度から2024年3月末日で終了した事業年度までの5事業年度を対象として、59,004千円を本信託に拠出しております。本信託は、本株主総会の決議による改定後の本制度に基づく信託として存続するものとします。

本制度は、当社の中長期的な企業価値向上に向けた適切なインセンティブとして機能させるため、株価の変動が信託により取得する株式数に与える影響を考慮し、当社が信託に拠出する金銭についての上限を設けないこととします。

本株主総会をご承認いただくことを条件として、当社は、2027年3月末日で終了する事業年度か

ら 2031 年 3 月末日で終了する事業年度までの 5 事業年度（以下、当該 5 事業年度の期間を「BBT-RS 当初対象期間」といい、BBT-RS 当初対象期間及び BBT-RS 当初対象期間の経過後に開始する 5 事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として、現行 BBT 制度を本制度に改定します。なお、取締役等への当社株式の給付を行うため、現行 BBT 制度に基づき当社が拠出した資金を原資として本信託が取得し、信託財産内に残存する当社株式及び金銭は、本株主総会の決議による制度改定後は、本制度に基づく給付の原資に充当するとともに、本株主総会の決議時点における信託財産内に残存する当社株式の数と、当該時点において現行 BBT 制度に基づいて現行 BBT 制度の対象者に付与済みのポイントとを比較して、給付を行うために合理的に必要な株式数の取得に必要と認める資金を、本株主総会の決議後、本信託に追加拠出することとします。

また、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。但し、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出の要否及び追加拠出額を判断するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（５）本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（４）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記（６）のとおり、1 事業年度当たり 99,340 ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は 496,700 株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

（６）取締役等に給付される当社株式の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、「役員株式給付規程」に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。当社の取締役に付与される 1 事業年度当たりのポイント数の合計は 84,440 ポイントを上限とし、当社の執行役員並びに当社の子会社の取締役及び執行役員に付与される 1 事業年度当たりのポイント数の合計は、14,900 ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（７）の当社株式の給付に際し、1 ポイント当たり当社普通株式 1 株に換算されます（但し、本株主総会において本制度に係る議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

(7) 当社株式の給付

受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められるポイントに応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。

なお、取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、包括的譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会にて解任決議をされた場合及び取締役等としての義務の違反があったことに起因して解任された場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、「役員株式給付規程」の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、「役員株式給付規程」の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

3. 取締役等に給付される当社株式に係る包括的譲渡制限契約の概要

取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む包括的譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとし（取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとし）。但し、株式給付時点において取締役等が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

① 譲渡制限の内容

取締役等は、当社株式の給付を受けた日から当社又は当社子会社（以下「当社グループ」とい

ます。)における取締役等のいずれの地位からも退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

③ 譲渡制限の解除

取締役等が、当社グループにおける取締役等のいずれの地位からも正当な理由により退任し又は死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社を対象となる取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

【本信託の概要】

- ①名称 : 株式給付信託 (BBT-RS)
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者 : 株式会社日本カストディ銀行)
- ④受益者 : 取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ⑦本信託契約の締結日 : 2019年8月29日
- ⑧金銭を信託した日 : 2019年8月29日
- ⑨信託の期間 : 2019年8月29日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以上